

件名	亀山市防災会議条例の一部を改正する条例	危機管理局 危機管理室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成24年6月27日公布・施行）により、都道府県及び市町村の防災会議の所掌事務の見直し等が行われたため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 亀山市防災会議（以下「市防災会議」といいます。）の所掌事務に次の事務を追加します。 <第2条関係></p> <p>ア 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p>イ アの重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>また、所掌事務のうち「災害時における情報の収集」は、災害対策基本法において災害対策本部の所掌事務とされたため、これを削ります。</p> <p>(2) 都道府県防災会議に準じ、市防災会議の委員に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」を追加するとともに、地域防災計画の実施を推進するに当たり、より多様な主体の意見を反映するため、「市長が防災上特に必要と認め委嘱する者」を追加します。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、公布の日とします。</p> <p>(2) この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成25年3月31日までとし、現在委嘱している委員の任期との調整を図ります。</p>		